

- 平成27年度予算と事業計画が決まりました
- 被保険者及び被扶養者の方は1年に1回無料で健康診断を受診できます
- メタボリックシンドロームの危険性を知っていますか？
- データヘルス計画について
- カフェテリアポイント年間付与について

公告第88号

## 平成27年度 予算と事業計画が決まりました

### 平成27年度の予算の概要

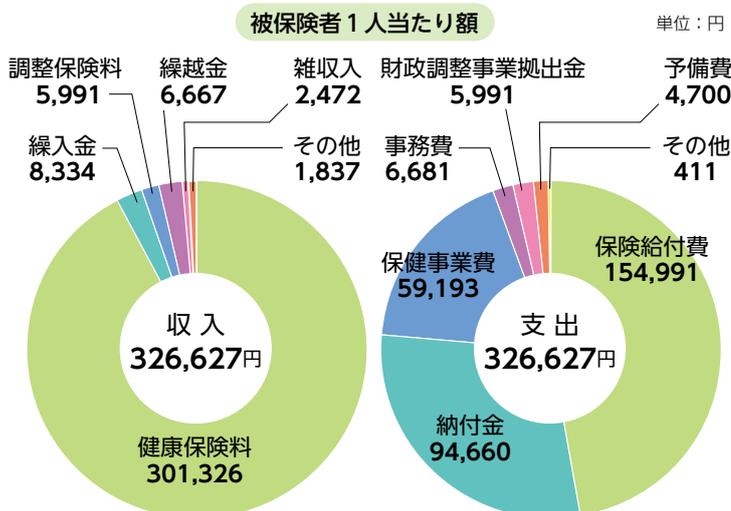
平成27年2月25日開催の第27回組合会において、平成27年度予算が承認されました。その内容は、一般勘定に関しては実質的には赤字予算となっております。主な要因としては、義務的な支出（保険給付費の法定部分と納付金）の増大ペースが、保険料収入の伸びを遥かに上回っている状態です。特に保険給付に関しては、一人当たり1万円増（伸び率前年度比108%）、内家族療養費や出産関連に伴う給付金が2ケタ増という状態です。この支出を賄う財源として保険料率の引き上げにより安定した財源を確保することを検討致しましたが、被保険者並びに事業主の税負担増を回避することを最優先とし、保健事業の一部であるカフェテリアポイント減による財源の確保及び財産からの繰入（財産の取り崩し）を行います。また今後も被保険者の平均年齢の上昇、扶養者の増加、それに伴う医療費増大に対応せざるを得ない状態となり、近い将来、カフェテリアポイントの廃止及び健保組合独自の付加給付も改定を行う予定です。是非、被保険者及び被扶養者の皆様へのお願いとして、健康を保つことが、財政確保の近道となります。健康を保つための基本的な取組み（禁煙、暴飲暴食の禁止、定期的な運動、健康診断、ストレス軽減など）を行い、生活習慣の改善を一人一人が意識、実践していただくよう改めてお願い致します。

### 一般勘定

収入総額の9割超を占めるのが、事業主と被保険者の皆様に納めていただく保険料です。

27年度は、保険料収入は3%の伸びを見込んでおります。一方で支出は、保険給付費と納付金のみで保険料収入の80%以上を占めております。また保健事業費に関しては、平均年齢上昇に伴う35歳以上の人間ドック健診に伴う費用が増大すると見込んでおります。これら3つで保険料収入額をオーバーするため、①26年度の決算残金予定額を繰り越すこと、②財産からの積立金を取り崩して繰り入れること、③保健事業費の一部であるカフェテリアポイントの減額にて収入不足分を補うこととしました。

一般勘定の基礎数値	
被保険者数	6,000人
平均標準報酬月額	278,000円
総標準賞与額	4,160,900千円
保険料率	78/1000



※端数処理により合計が必ずしも一致しないことがあります。

収入		
科目	予算額 (千円)	被保険者1人当たり額 (円)
健康保険料	1,807,955	301,326
調整保険料	35,945	5,991
繰越金	40,000	6,667
繰入金	50,000	8,334
国庫補助金	353	58
特定健診等事業	2,677	446
財政調整事業交付金	8,000	1,333
雑収入	14,832	2,472
合計	1,959,762	326,627

支出		
科目	予算額 (千円)	被保険者1人当たり額 (円)
事務費	40,087	6,681
保険給付費	929,943	154,991
法定給付費	888,483	148,081
付加給付費	41,460	6,910
納付金	567,961	94,660
保健事業費	355,156	59,193
還付金	305	50
営繕費	500	83
財政調整事業拠出金	35,945	5,991
その他	1,671	278
予備費	28,194	4,700
合計	1,959,762	326,627

## 介護勘定

近年、40歳到達者の増加ペースが加速しているため、介護納付金が今年度も前年度比23%増と引き続き高い伸び率となっております。これに対し、一人当たりの保険料収入額は年々低下している状態です。介護保険料率は、13/1000（H26年度）から**16/1000**に引き上げざるを得なくなりました。

次年度以降も、納付金を納めるために保険料率を上げざるを得ない状態が続いていくものと考えられます。

介護勘定の基礎数値	
第2号被保険者数	1,120人
第2号被保険者たる被保険者数	960人
平均標準報酬月額	360,000円
総標準賞与額	864,000千円
保険料率	16/1000

収入		
科目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる 被保険者等1人当たり額(円)
介護保険収入	80,179	83,520
繰入金	1	0
雑収入他	2	2
合計	80,182	83,522

支出		
科目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる 被保険者等1人当たり額(円)
介護納付金	73,200	76,250
介護保険料還付金	20	21
積立金	6,962	7,251
合計	80,182	83,522

## 平成27年度の事業計画

### ● 平成27年度に実施予定の保健事業

- ① カフェテリアメニューによる保健事業の実施  
カフェテリアポイントを24,000P付与（6,000P減）
- ② 人間ドック（35歳以上の本人とその被扶養者）
- ③ 生活習慣病健診（30歳以上の本人とその被扶養者）
- ④ 簡易生活習慣病健診（30歳未満の本人と被扶養者）
- ⑤ WEB医療費通知の実施
- ⑥ インフルエンザ予防接種費用の補助
- ⑦ 24時間電話健康相談の実施
- ⑧ メンタルヘルスの相談サービスの実施
- ⑨ 出産のあった被保険者及び被扶養者に育児冊子の配布
- ⑩ メタボリック予防対策事業の実施  
（データヘルス計画実施）  
特定健診・特定保健指導の実施  
・40歳～74歳の被保険者本人だけでなく、家族である被扶養者の方も全額補助対象です。  
・健診の結果、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）といわれる脂質異常、高血圧、高血糖の方を対象にそのレベルに応じた保健指導が行われます（40歳未満の方も、ご希望があれば、対応いたします）。
- ⑪ メンタルヘルス予防対策
- ⑫ 付加給付（出産手当金付加金、出産育児一時金付加金）

### ● 保険料率

- ① 健康保険料：78/1000（据え置き）
- ② 介護保険料：16/1000（13/1000から引き上げ）

### ● その他特記事項

#### ★今年度の注力事業

- ・メタボリック予防対策  
（データヘルス計画及び特定保健指導率向上）  
— メタボの対策の情報共有・見える化
- ・ジェネリック医薬品利用促進、啓蒙  
— 現在のWEB医療費通知にて差額の通知

#### ★人間ドック補助額改定 60,000円 （被扶養者も同額補助対象）

#### ★27年度 健診受診期間 4月よりスタート （受診可能）

#### ★27年度以降の検討見直し予定の事業

- ・カフェテリアプラン、付加給付制度の見直し等
- ・インフルエンザ予防接種補助額  
全額補助から一律補助へ  
⇒支出に関わる事業の調整、見直しなど



## 被保険者及び被扶養者の方は1年に1回健康診断を受診できます

各医療機関と契約している基本コースについては、自己負担は一切ありません。積極的に受診して、疾病予防にお役立てください。なお、オプション検査を希望する場合は、各基本健診コース費用+オプション検査項目費用が補助額内までは健保組合が負担します。費用は医療機関により異なりますので、詳しくは当健保HPの「健診予約」のリンクバナーからのログインまたは予約時にご確認ください。

年齢	生年月日	基本健診コース（種類）	婦人科	補助額 オプション検査項目追加時
29歳以下	1986年4月1日以降	簡易生活習慣病健診	-	6,500円
30～34歳	1981年4月1日～ 1986年3月31日	生活習慣病健診 （+婦人科）	希望者	31,000円
35歳以上	1981年3月31日以前	人間ドック	希望者	60,000円

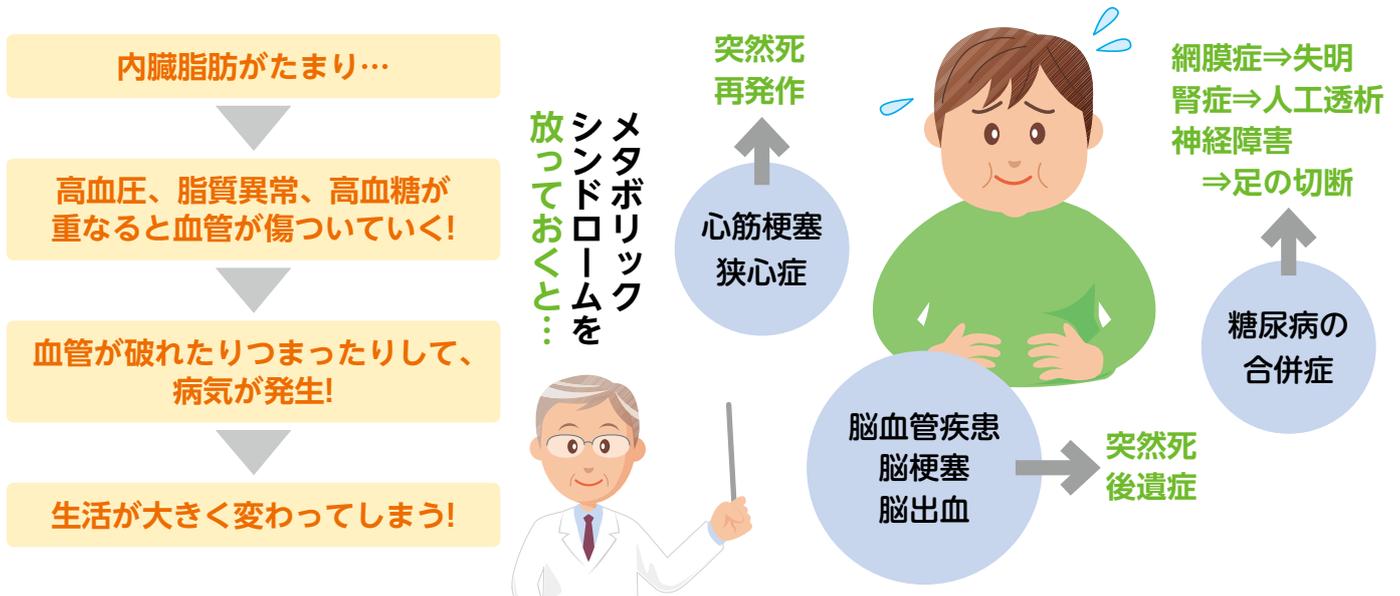
※補助額を超えるオプション検査費用は、現金またはカフェテリアポイントで支払うことが可能です。ポイント利用は、契約項目のみ可能で、健保組合のホームページからの事前登録が必要になります。

※医療機関により人間ドックに婦人科検査が含まれている場合と含まれていない場合がありますので、予約時にご確認ください。含まれていない場合はオプション検査となり、表の補助額までを健保組合が負担します。

※年度末(今年度は平成28年3月31日)時点の年齢が基準です。

## メタボリックシンドロームの危険性を知っていますか？

日本人の三大死因は、がん・心臓病・脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一手手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。



メタボリックシンドロームは知らないうちに、危険因子を次々と引き起こして動脈硬化を進行させ、その危険因子が重なって、死への危険を早めていることを知っておいてください。メタボリックシンドロームは、食べ過ぎや運動不足など、悪い生活習慣の積み重ねが原因となって起こるため、生活習慣の改善によって予防・改善できます。健診や人間ドックを毎年受けて、早期発見・早期改善をめざしましょう。

## 特定健診と特定保健指導を受けましょう

40歳以上が対象の特定健診は、このようなメタボリックシンドロームとその予備群の方を見つけ出すために行う健診です。年1回は受けましょう。特定保健指導の対象者となった方は生活習慣改善のよいきっかけとなりますので、必ず受けるようにしてください。



# こころの悩み・健康の不安、 あわてて病院に駆け込む前に、まずは電話で相談を！

ファミリー健康相談

メンタルヘルス  
カウンセリング

ベストドクターズ・  
サービス

専用ダイヤル

# 0120-248-987

無料！

携帯・PHSからもご利用できます



こんなときは… お気軽にお電話ください！

子どもが急に  
熱を出した

どの病院に  
受診すべきか  
わからない

病気が  
なかなか  
よくなる

仕事で  
ストレスが  
たまる

職場の  
人間関係で  
悩んでいる

育児・介護が  
つらい

## ファミリー健康相談（電話健康相談）

…保健師・看護師・医師などベテラン相談員が健康に関する相談にお答えします。  
ファミリー健康相談では、電話だけでなくWEBでも相談を受け付けています。平成  
27年4月からWEB相談の受付URLが変更になりました。

平成**27**年**4**月からは… <https://familycare.sociohealth.co.jp/>

「248987」を  
入力してください。



## メンタルヘルスカウンセリング

…こころの悩みをインターネットで相談できます

### こころのWeb相談

<https://www.mh-c.jp/kokoro/>

日曜日・祝日・年末年始を除く、3営業日以内に臨床心  
理士が回答いたします。

「こころのWeb相談」でお受けできる相談内容

- 職場の人間関係
- 夫婦間・家族の問題
- 休職・復職について
- 子育て・いじめ等お子  
様に関する悩み
- セクハラ・パワハラ
- 近所づきあいの悩み
- ストレスへの対処法



ここに「248987」を  
入力してログイン

### プライバシーは厳守されます

個々人の相談の有無・内容等が健康保険組合や会社に伝  
わることはありません(個人を特定できない、統計的な月  
次データで報告されます)

## ベストドクターズ・サービス

…三大疾病などにかかったとき、専門医をご案内します。



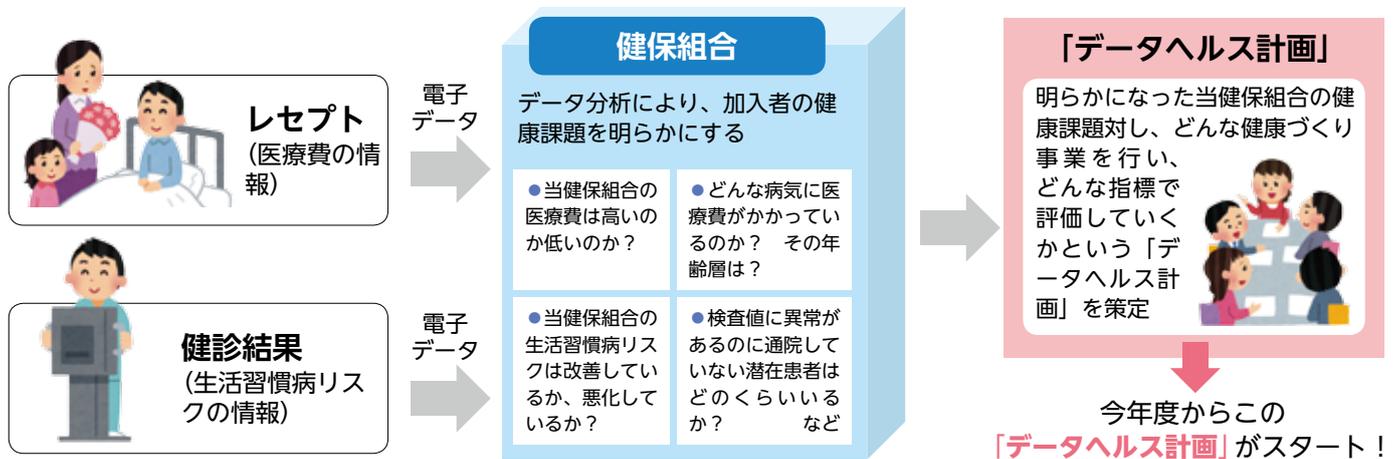
- ◆ご利用者できるのは、被保険者 および 被扶養者  
(「ファミリー健康相談（電話健康相談）」のみ、被保険者 および ご家族)
- ◆専用ダイヤルへお電話し、音声ガイドに従ってサービス番号をプッシュしてください。

●免責事項 本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること、および適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当健康保険組合および当健康保険組合が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設、ならびに医師情報を提供するベストドクターズ社 (Best Doctors, Inc.)、ベストドクターズ社が案内した専門医、関係するスタッフ (以上を総称して「サービス関係者」という) は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。  
ベストドクターズは Best Doctors, Inc. の登録商標です。

# 健保からのお知らせ

## 平成27年度からスタートした「データヘルス計画」とは？

データヘルス計画は、国民の健康寿命を延ばすことを目標とする、国を挙げての取り組みです。健保組合は、レセプト（診療報酬明細書）と健診結果のデータを分析して、加入者の健康課題を明らかにし、課題に対応した効果的な保健事業計画「データヘルス計画」を作成します。その計画に基づいて事業を実施し、効果測定を行い、さらに事業を見直していきます。



## 健康寿命をのばすためにどんな保健事業が行われるの？

- **情報提供**  
健康・医療情報を提供し、自発的な健康増進活動を推奨する
- **生活習慣病の発症予防**  
予防効果が大きく期待できる対象者を明確にして、優先順位をつけて特定保健指導を実施する
- **重症化予防**  
疾病リスクが高い人に対して保健指導、受診勧奨を行う
- **重複受診**  
複数の医療機関を重複して受診している人に適切な受診の指導を行う
- **ジェネリック医薬品**  
ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の差額を加入者に通知する など

## カフェテリアポイント年間付与ポイントについて

エイチ・アイ・エス健康保険組合では、みなさんの健康の保持、増進のための保健事業を、カフェテリアプラン方式（選択型福利厚生制度）で行っています。これは、健診・人間ドックや保養など、さまざまなメニューの中から、被保険者が自分に必要なものを選んで利用する制度です。今年度は被保険者1人あたり24,000ポイントを付与します。

平成27年度のカフェテリアポイント

24,000ポイント付与

●付与時期…4月1日または入社7カ月目の1日

●有効期限…2年（年度）

※3月31日の未使用分は1年に限り繰越可能です。

※カフェテリアプラン制度の利用方法など詳細は、『健康保険ガイドブック』をご覧ください。

## 整骨院・接骨院では、健康保険を使えるケースは限定されています！

こんな場合は  
健康保険を利用できません

- 単なる肩こり、筋肉疲労
  - 病気からくる痛み・こり
  - 脳疾患後遺症などの慢性病
  - 過去の交通事故の後遺症
  - 仕事中や通勤途上におきた負傷
- 整骨院・接骨院の柔道整復師による施術に対し、健康保険を使えるのは、急性または亜急性の外傷性による骨折、脱臼、打撲、ねんざ(肉離れを含む)のときです。
- ※骨折・脱臼は、あらかじめ医師の同意が必要です(応急手当を除く)。
- また、施術を受けた際に、柔道整復施術療養費支給申請書への記入を求められたら次のことを確認しましょう。
- ・負傷原因 ・施術内容
  - ・自己負担額(支払う額と同じかどうか) ・施術日